

[R6年度]

< 入札参加停止措置状況 >

No	商号又は名称	参加停止期間	入札参加停止の理由(概要)	要綱該当
1	東武トップツアーズ(株) 伊那支店	令和6年6月20日 から 令和6年8月19日 まで	対象会社は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法に違反する行為があったため、令和6年6月12日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。このことは物品購入等の契約相手として不適当であると認められるため。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
2	(株)葉隠勇進	令和6年6月20日 から 令和6年8月19日 まで	対象会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法に違反する行為があったため、令和6年6月12日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。このことは物品購入等の契約相手として不適当であると認められるため。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
3	(株)魚国総本社 名古屋本部	令和6年6月20日 から 令和6年10月19日 まで	対象会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法に違反する行為があったため、令和6年6月12日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。このことは物品購入等の契約相手として不適当であると認められるため。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
4	大成建設(株) 長野営業所	令和6年8月9日か ら 令和6年10月8日 まで	対象会社は、共同企業体(構成員:株式会社大成建設、佐藤工業株式会社、株式会社銭高組)で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、使用人が労働安全衛生法違反で、略式起訴され、令和6年3月26日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	別表第2第11号 (不正又は不誠実な行為)
5	あいおいニッセイ 同和損害保険(株) 長野支店伊那支社	令和6年12月10日から 令和7年2月9日まで	対象会社は、民間企業や官公庁など9社・団体との保険契約に関し、入札や見積合わせで保険料の水準を調整したり、受注予定者を決定したりして競争を実質的に制限しており、令和6年10月31日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。このことは、伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められるため。	別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)
6	パナソニック産機 システムズ(株)	令和7年3月26日から 令和7年4月25日まで	当該資格者は、建設業法の規定に違反し、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、国土交通省関東地方整備局から監督処分を受けた。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	別表第2第11号 (不正又は不誠実な行為)